

I. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフオスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フオスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

II. フオスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
 - ・ 委託可能な里親を開拓・育成する
 - ・ 相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・ 安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。

- フオスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲

げる業務に相当する以下の業務。

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント
- ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
- ・ 子どもと里親家庭のマッチング
- ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）

- フオスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

III. フオスタリング機関と児童相談所

- 一連のフオスタリング業務を包括的に実施する機関を「フオスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフオスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フオスタリング機関」という。
- フオスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフオスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フオスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フオスタリング機関への委託可能性も含めて検討。

- フオスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フオスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。

- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

IV. フオスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フオスタリング機関には、
 - ・ 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・ 児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・ 継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。

- 里親とフオスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

フオスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインの概要 ②

IV. フオスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに係る市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

V. フオスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フオスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・ 里親養育に関するスーパービジョン（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
 - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フオスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

VI. フオスタリング業務の実施方法

- ※ 民間フオスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載
- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

- ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
 - ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
- ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・ フオスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
- ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
 - ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
 - ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
 - ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

Ⅶ. 「里親支援事業」の活用

- 都道府県における積極的活用